

「国立大学等キャンパス計画指針」の策定について

平成 25 年 9 月 20 日

文部科学省では、国立大学法人等がキャンパス計画において考慮すべき基本的事項を示すものとして「国立大学等キャンパス計画指針」を策定しました。

1. 趣旨

○大学の機能強化、グローバル化への対応、地域社会や産業界との連携強化など、国立大学法人等に対する期待と要請が拡大・多様化している中で、その役割を果たすためには、キャンパスの現状を再評価して最大限活用していくことが必要不可欠です。

○文部科学省では、今後のキャンパスづくりの在り方を検討するため、「国立大学等のキャンパス整備の在り方に関する検討会」(主査:古山正雄 京都工芸繊維大学長)を設置し、平成 25 年 3 月に報告書「キャンパスの創造的再生～社会に開かれた個性輝く大学キャンパスを目指して～」を取りまとめました。

○この報告書を踏まえ、国立大学法人等がキャンパス計画において考慮すべき基本的事項を示すものとして「国立大学等キャンパス計画指針」を策定しました。

各国立大学法人等に対して、本指針を参考に、長期的視点に立ち、キャンパスを創造的に再生する取組を進めることについて依頼します。

2. 指針のポイント

(1) キャンパスの基本的役割・機能

・大学の役割を支えるとともに、キャンパスを特徴付けるための、キャンパス空間の役割・機能について明記。

(2) キャンパスの目指すべき方向性

・キャンパスの質的向上を図り、同時に開かれたキャンパスとしていくことを目指し、それぞれに必要な視点を提示。

(3) 今後のキャンパス計画の在り方「キャンパスの創造的再生」

・キャンパス計画の基本的な考え方として、既存キャンパスの長所を生かし、知恵やアイデアを集め、大学の機能強化や個性・特色の伸長につながるよう、キャンパスマスタープランなどを充実させながら、創造的に再生していくことを提示。